

千葉県における生物多様性の課題と企業活動

2009年12月1日

千葉県生物多様性センター 主幹 熊谷宏尚

話の流れ

- 生物多様性とは？ 千葉県での課題は？
- 企業と生物多様性との関係とは？
- 企業に何が求められているのか？
- 企業による先進的な取組
- どのような取組をしていけばいいのか？

生物多様性とは？ 千葉県での課題は？

生物多様性とは

種の多様性／遺伝子の多様性／生態系の多様性
＜生物多様性条約＞

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間
及び種内に様々な差異が存在すること
＜生物多様性基本法＞

生物の「つながり」と「個性」 ＜第三次国家戦略＞

生命のにぎわいとつながり ＜県戦略＞

生物のつながり

- 食う—食われる(カエルとヘビ)
- 寄生する(チョウの幼虫と寄生バチ)
- 卵を産みつける(タナゴ類と二枚貝)
- 共生する(ヤドカリとイソギンチャク)
- 花粉を運ぶ(植物(花)とハチ)
- 種子を運ぶ(植物(果実)と鳥)
- 巣を作る(カヤネズミとススキ、フクロウと大木)
-

生物多様性について

- その地域で見られる生物相は、長い進化の歴史を経て形成された地域固有のもの
- 進化の重要な要因は、その場所の環境と生物同士の様々な関係である
- 種数の多い少ないは、優劣を表すものではない
- 遺伝的に多様性のある種は、環境の変動への適応性が高い

生物多様性が支える生態系機能

- **基盤機能**
 栄養や水の循環 一次生産 土壌形成
- **食料等の提供**
 作物・家畜・魚など食料の提供 水の提供
 遺伝子資源の提供 木材・繊維の提供
- **環境の調節**
 大気・気候の制御(酸素、二酸化炭素、気温、湿度、降水等)
 土壌侵食・自然災害の防止
- **文化的な価値の提供**
 精神的な安らぎ・レクリエーション・教育・芸術的価値等の提供
生物多様性は、私たちの社会・生活の基盤である

宇宙から見た千葉県

- ・東京湾の干潟・浅海域の多くが埋め立てられた。
- ・東京都との隣接部を中心に市街化が進んでいる。
- ・ゴルフ場開発が各地で行われた。一部地域では山砂採取が行われている。



(c)東京情報大学

東京湾の埋め立て

土地造成



里山の管理放棄・竹林化



外来生物の増殖

生物多様性の危機

- **開発、都市化**
 直接的な消失、生息域の分断・縮小 等
 - **里山の管理放棄**
 生態系のバランスの変化、遷移の進行、竹林化 等
 - **外来生物の繁殖**
 在来生物との競合、捕食、遺伝子汚染 等
 - **化学物質の排出**
 生物への蓄積・機能障害 等
 - **地球温暖化**
 生息環境の変化、生物間のつながりを阻害 等
- 個体数の減少・種間の変化 ⇒ 局所個体群の絶滅
 ⇒ 地域個体群の絶滅 ⇒ 種の絶滅へ

千葉県における生物多様性の課題

- 都市、市街化地域における生物多様性の保全・再生
- 里山・里沼・里海の保全・再生
- 絶滅危惧種の保護・回復
- 野生鳥獣の保護管理
- 外来生物の防除
- 生物多様性のモニタリング体制の整備
- 普及啓発の推進
- 多様な主体間の効果的な連携の促進 等々

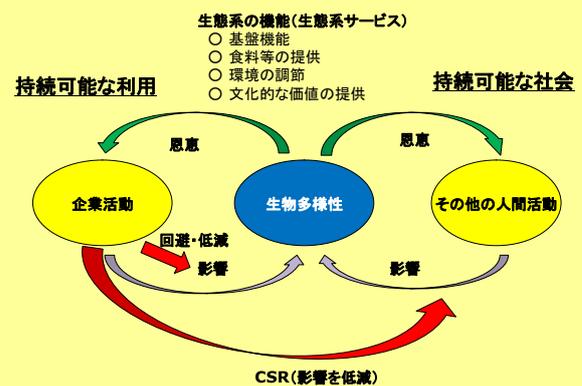
企業と生物多様性 との関係とは？

企業活動による生物多様性へのリスク

- 工場・事業所の立地 ⇒ 生息地の破壊・分断
 - 原材料の調達 ⇒ 生息地の破壊(国内外)、外来生物の分布拡大、事故による原油や原材料等の流出による生態系へのダメージ
 - 製造 ⇒ 温室効果ガスの排出、化学物質や温排水の排出による生物への影響
 - 製品の輸送 ⇒ 外来生物の分布拡大
 - 製品の販売
 - 使用・維持管理
 - 回収・リサイクル
 - 廃棄
- 各工程を通じて、
廃棄物による環境汚染
エネルギーの使用

企業と生物多様性との関係

- ◆資源として利用
 - ・ 農業、林業、漁業、食品、医薬品、製紙、住宅、観光、教育、学術、芸術、...
- ◆基盤となる環境の提供・調節
 - ・ 水、空気、土壌、気候、...
- ◆リスク ⇒ 企業活動の影響で生物多様性への影響 ⇒ 企業イメージの低下、不買運動、訴訟
- ◆ビジネスチャンス
- ◆CSR



生物多様性と企業

- ・ 多くの企業活動は、生物を資源として利用している
- ・ 企業活動は、生物が作りだした環境のもとに成り立っている
- ・ 海外の生態系サービスに大きく依存している

企業に何が
求められているのか？

生物多様性条約と企業

- 2010年目標 「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる(2002年、COP6)」
- 民間参画の決議(2006年、COP8)
- ビジネスと生物多様性の決議(2008年、COP9)

生物多様性基本法(2008年)

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」(2009年)

- 企業等の事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む際の活動指針
- 構成
 - (1)「第I編 現状認識の共有」 生物多様性の重要性や、事業者と生物多様性との関わり等について説明。
 - (2)「第II編 指針」 取組の指針、考え方等に関する情報を提供。
 - (3)「参考編 実践のためのヒント」 取組を実施する際の参考になるような具体的な事例や、事業者の活動の主な場面別の取組等の情報を掲載。

企業による先進的な取組

企業と生物多様性イニシアティブ

- 企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)
 - 2008年4月1日設立
 - 本会員28社、ネットワーク会員9社
 - (2009年10月7日現在)
- 活動内容
 - 1 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する学習
 - 2 ステークホルダーとの対話
 - 3 グッドプラクティスなどの情報発信
 - 4 成果の可視化等に関する研究開発
 - 5 生物多様性に関する政策提言

COP9におけるリーダーシップ宣言(2008年)

- 世界34社、うち日本企業9社
(㈱アレフ、鹿島建設㈱、サラヤ㈱、住友信託銀行㈱、積水ハウス㈱、富士通㈱、三井住友海上火災保険㈱森ビル㈱、㈱リコー)
- 調印した企業は、
 - 企業活動の生物多様性への影響分析、
 - 環境管理システムへの生物多様性保全の組み込みと生物多様性指標の作成、
 - 担当者の指名、
 - モニターの実施と目標設定、
 - 活動と成果の公表、
 - 納入業者への目標の通知とその活動の統合、
 - 科学機関やNGOとの協調、に取り組むこととしている。

日本経団連生物多様性宣言(2009年3月)

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す
 - 1-1 生物多様性や自然の恵み(生態系サービス)の重要性を認識し、経営の基本に反映させる。
 - 1-2 生物多様性に配慮するよう、経営者はビジョンを確立し、リーダーシップを発揮する。
2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する
 - 2-1 事業計画の立案等に当たっては、関係する国内外の生態系、地域社会に及ぼす影響などに配慮する。
 - 2-2 遺伝資源の利用にあたっては、提供者と利用者がともに利益を享受できるよう努める。
3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ確実に取り組む
 - 3-1 自らの事業活動による生物多様性への影響の把握・分析、及び事業の進め方の改善に努める。
 - 3-2 実質的に生物多様性保全に資する事業活動に努め、生物多様性の経済的評価に基づく取引やオフセット等の利用は慎重に行う。
 - 3-3 自らの事業活動に関わらない生物多様性問題についても、社会貢献活動として取り組む。
4. 資源循環型経営を推進する
 - 4-1 自らの事業活動はもとより、商品・サービスのライフサイクルにも着目した省資源、省エネルギー、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を、継続的に推進する。
5. 生物多様性に学ぶ産業・暮らし・文化の創造を目指す
 - 5-1 自然の摂理と伝統に学ぶ技術開発を推進し、生活文化のイノベーションを促す。
 - 5-2 生物多様性保全に寄与する技術の開発、普及に努める。
 - 5-3 既に自然の恵みが損なわれている地域において事業活動を行う場合には、生物多様性の回復を促すよう努める。
6. 国内外の関係組織との連携・協力に努める
 - 6-1 NGO、教育・研究機関、地方自治体等とのコミュニケーションの拡充、連携・協力に努める。
 - 6-2 生物多様性への取組みに関する情報の適切な発信、及び共有を図る。
7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する
 - 7-1 従業員に対する自然環境教育を、地域社会、NGO等と連携して、積極的に実施する。
 - 7-2 社会全体の生物多様性を育む意識の向上に努める。

生物多様性に関する国内外の動き

- | | |
|-------|--|
| 1992年 | ブラジルの地球サミット
生物多様性条約・気候変動枠組条約の採択 |
| 1993年 | 日本が生物多様性条約を締結 |
| 1995年 | 生物多様性国家戦略の策定 |
| 2002年 | 新生物多様性国家戦略の策定 |
| 2006年 | 生物多様性条約第8回締約国会議(COP8)
民間部門に条約への参画促す決議を採択 |
| 2007年 | 第3次生物多様性国家戦略の策定 |
| 2008年 | 生物多様性ちば県戦略の策定(3月)
企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)設立(4月)
生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)
ビジネスと生物多様性についての決議を採択
生物多様性基本法の施行(6月) |
| 2009年 | 日本経団連「生物多様性宣言」(4月)
環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」策定(8月) |
| 2010年 | 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10) |

どのような取組を していけばいいのか？

★ マイナスを減らす

企業活動と生物多様性との関係を把握し、影響を回避・低減する(資源管理、リスクの回避)

(例)

- 各種事業活動における影響評価の実施。
- 生物多様性への影響が、より小さな資源を利用する(各種認証制度の活用等)。
- 資源や製品の輸送に当たって、外来生物の移動を伴わないよう配慮する(船舶のバラスト水の処理)。

★ プラスを増やす

生物多様性に貢献する企業活動、商品開発を行う
(ビジネス・チャンス)

(例)

- 売上げの一部が生物多様性の保全に使われる商品販売を行う。
- 生物多様性の保全や再生を組み込んだ開発手法の提案・実施。
- 原材料の購入が地域における経済、そして生物多様性の維持につながるような商品の生産・販売を行う。

★ プラスを増やす

CSRとして、地域の生物多様性の課題に取り組む

(例)

- 生物多様性の保全活動に人的参加・技術支援・資金支援を行う。
- 絶滅危惧種の保護増殖や系統保存を行う。
- 外来生物の防除を行う。
- 里山の保全活動を行う。
- 生物多様性のモニタリングに参加する。
- 生物多様性保全の普及啓発を行う(広告活動等)。
- 地域の住民・NPO・行政と連携して取り組む。

**千葉県生物多様性センターは、
企業による生物多様性の保全及び
持続可能な利用への取組を
支援します。**

参照URL

千葉県生物多様性センター

<http://www.bdcchiba.jp/>

生物多様性基本法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H20/H20HO058.html>

環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11485>

生物多様性第10回締約国会議関係

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>

日本経団連生物多様性宣言

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/026.html>

企業と生物多様性イニシアティブ

<http://www.jbib.org/>